

長野市市民便利帳提案競技実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市市民便利帳（以下「便利帳」という。）の作成に当たり、長野市との協定の下に責任ある便利帳の作成・発行ができる企業を審査・選定することに関し、長野市市民便利帳提案競技審査委員会要綱（平成18年10月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2 委員長は、要綱第4第2項に規定する委員を、企画政策部広報広聴課から1人、地域・市民生活部から2人指名するものとする。

(選定の方法)

第3 委員会は、提出書類の評価により最優秀者を選定するものとする。

(提出書類の評価)

第4 委員会における提出書類の評価は、委員長、副委員長及び委員による無記名の得点方式とする。

2 提出書類の評価に関し考慮すべき審査基準及び配点は、募集要項で定める。

3 委員会は、得点の合計点が最も高い応募提案をした事業者が2以上あるときは、決選投票により最高得点者を決定するものとする。

4 応募提案をした事業者が1の場合でも委員会において提出書類の評価を行う。この場合において、委員会は、得点の合計点が満点の6割以上であったときは、当該事業者を最優秀者とみなすものとする。

(応募提案書類等の審査)

第5 委員会は、応募提案をした事業者が便利帳の作成に必要な人的能力及び技術を備えているか等を応募提案書類等により総合的に審査するものとする。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

この要領は、平成29年12月7日から施行する。

この要領は、令和元年12月6日から施行する。